

## 告知義務違反による解除



お支払い  
できる場合

ご加入前の「高血圧」での通院について、  
告知書で**正しく告知のうえ加入**し、  
ご加入1年後に  
**「胃がん」で入院され、  
その後お亡くなりになった**場合

▶ご契約にあたって**告知義務違反がない**ため、入院給付金・死亡保険金をお支払いします。



お支払い  
できない場合

ご加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、  
告知書で**正しく告知せず**に加入し、  
ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を**原因とする**  
**「肝がん」で入院され、  
その後お亡くなりになった**場合

▶ご契約は**告知義務違反による解除**となり、「慢性C型肝炎」と「肝がん」に**因果関係が認められる**ため、入院給付金・死亡保険金をお支払いできません。

### 解 説

- 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、**ご契約が解除**となります。
- 生命保険契約にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態について、正確に告知していただく必要があります。
- 生命保険募集人に口頭でお話しされただけでは告知したことにはなりません。
- 保険金・給付金の支払事由と告知義務違反の対象となった事実には、因果関係が認められない場合は、保険金・給付金をお支払いします。



### 重大事由による解除、詐欺による取消、不法取得目的による無効

- 「保険金などを詐取する目的で事故を起こした」、「契約者や被保険者、または受取人が反社会的勢力に該当する」などの重大事由が判明した場合には、ご契約は解除となり、保険金などはお支払いできません。
- ご契約に際して詐欺行為や不法取得目的があった場合には、ご契約は取消または無効となり、保険金などはお支払いできず、お払込みいただいた保険料は払戻しをいたしません。